

令和 5年度

業務設計書（公示用）

業務名： 道路整備事業に係る費用便益分析業務

---

令和 5年 7月 単価適用

建設局土木部道路課計画二係

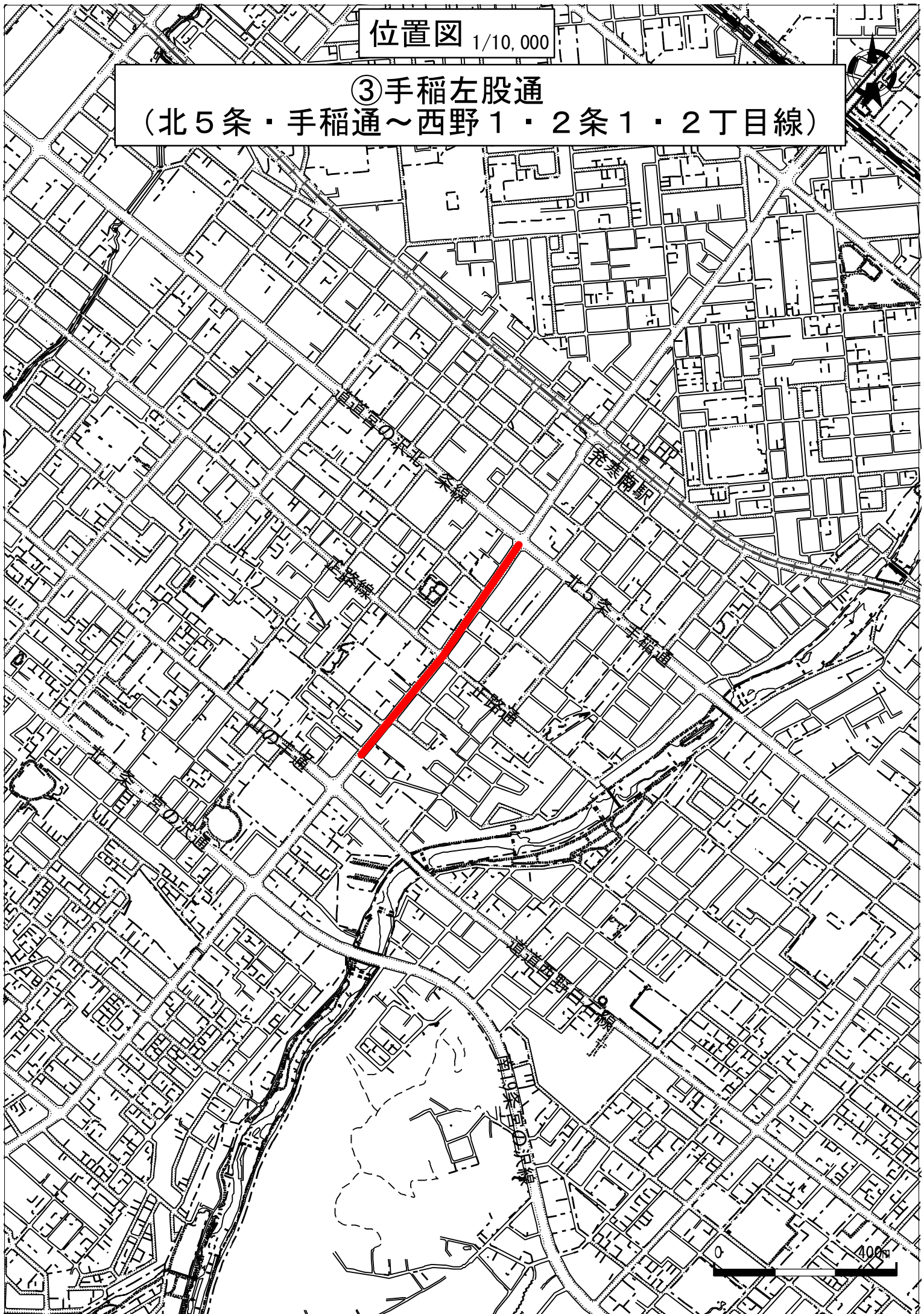
位置図 1/10,000

- ① 西7丁目通 (月寒通～菊水・旭山公園通)
- ② 福住・桑園通 (南1条通～菊水・旭山公園通)
- ④ 西7丁目通 (菊水・旭山公園通～米里・行啓通)
- ⑤ 福住・桑園通 (菊水・旭山公園通～米里・行啓通)
- ⑥ 米里・行啓通 (石山通～福住・桑園通)



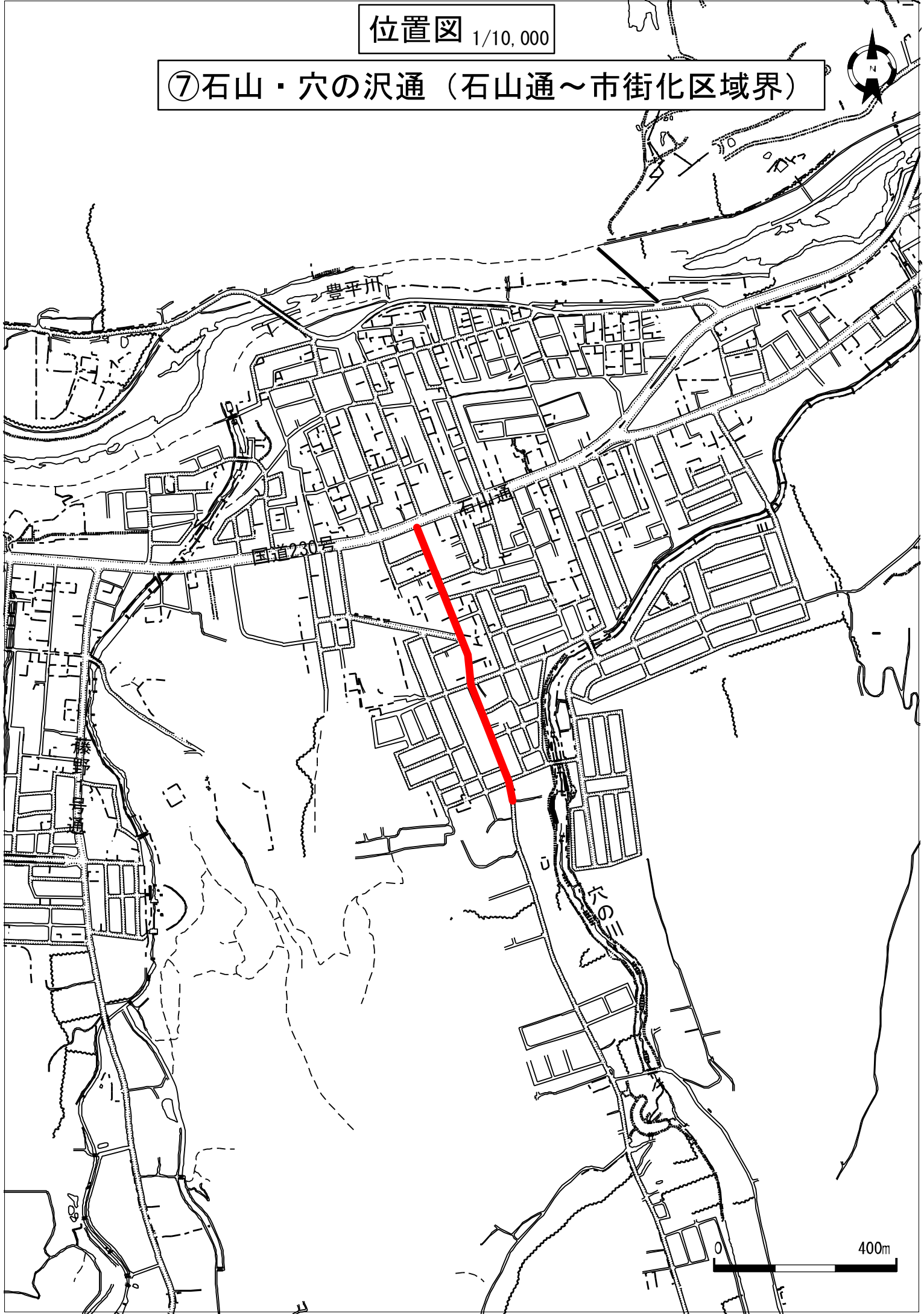
位置図 1/10,000

③手稲左股通  
(北5条・手稲通～西野1・2条1・2丁目線)



位置図 1/10,000

⑦石山・穴の沢通（石山通～市街化区域界）



400m

( )	業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務
-----	-----	-------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

# 業務説明書

## 1. 概要

- ・将来交通量配分 一式
- ・費用便益分析 一式
- ・拡張便益算出 一式
- ・感度分析 一式

2. 場所 札幌市中央区南4条西6丁目ほか

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和6年3月14日までとする。

4. 図面 別添のとおり（図面3枚）

5. 仕様書

- ・札幌市土木設計業務共通仕様書
- ・費用便益分析マニュアル（平成30年2月国土交通省道路局都市局）
- ・札幌市電子納品運用ガイドライン（案）〔土木業務編〕 その他関連仕様書及び要領、指針による

6. 特記仕様書 別添のとおり。

## 特記仕様書

### 【道路整備事業に係る費用便益分析業務】

#### 1. 業務対象路線（位置は別図に示すとおり）及び業務目的

- ①西7丁目通（月寒通～菊水・旭山公園通）
- ②福住・桑園通（南1条通～菊水・旭山公園通）
- ③手稲左股通（北5条・手稲通～西野1・2条1・2丁目線）
- ④西7丁目通（菊水・旭山公園通～米里・行啓通）
- ⑤福住・桑園通（菊水・旭山公園通～米里・行啓通）
- ⑥米里・行啓通（石山通～福住・桑園通）
- ⑦石山・穴の沢通（石山通～市街化区域界）

①～③の路線については、令和元年度に事業再評価を実施し、事業継続している路線であり、令和6度には前回再評価より5年が経過し事業再評価の対象となることから、費用便益分析を実施する。

④～⑥の路線については、令和元年度に補助事業採択された路線であり、令和6度には事業採択から5年が経過し事業再評価の対象となることから、費用便益分析を実施する。

⑦の路線については、平成27年度に交付金事業採択された路線であり、令和6度には事業採択から10年が経過し事業再評価の対象となることから、費用便益分析を実施する。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

業務の目的・主旨を理解した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

## (2) 将来交通量配分

第4回道央都市圏パーソントリップ調査の実施手法を基に、以下のケースの交通量配分を実施する。

- i) 対象路線整備あり
- ii) 対象路線整備なし

## (3) 費用便益分析

上記(2)の将来交通量配分結果を用いて道路整備による3便益(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少)を算出し、割引率を用いて現在価値に換算し費用便益分析を実施する。

なお、「費用便益分析マニュアル(令和4年2月国土交通省道路局都市局策定:以下、『マニュアル』と呼ぶ)」に基づき算出し、基準年は令和6年度とする。また、事業費(工事費・用地補償費等)は発注者より提示されたものを用いることとする。

## (4) 拡張便益算出

現在、道路整備事業の効率的かつ効果的な遂行のため、事業再評価時等において、社会・経済的な側面から事業の妥当性を評価する費用便益分析を行っているところである。費用便益分析にあたっては、マニュアルに示されている「走行時間短縮」、「走行経費減少」、「交通事故減少」の3便益を用いているが、これらの3便益以外にも歩行環境や防災などの面で多岐多様に渡る事業効果が存在する。本業務では、より道路事業・街路事業の有用性を定量的に表現する目的から、以下の便益を算出する。なお、算出した便益は割引率を用いて現在価値に換算し、3便益とは分けて報告書に整理する。

### ア 歩行環境の改善に関する便益

R2年度業務に基づき、道路整備(新設・拡幅・バリアフリー等)に伴う「移動快適性向上便益(歩道)」、電線共同溝整備に伴う「景観性向上便益」、「防災性向上便益」を算出する。なお、歩行者交通量は発注者より提示されたものを用いる。また、関係機関協議等により拡張便益算出方法の見直しの必要が生じた場合には、発注者と協議し、検討を行うこと。



#### イ 冬期交通に関する便益

R2 年度業務に基づき、道路整備に伴う「冬期走行性向上便益」を算出する。

#### ウ CO<sub>2</sub> 排出量削減便益

R3 年度業務に基づき、環境保全効果として、車両の走行に伴う CO<sub>2</sub> 排出量について、影響範囲全体で道路整備による減少分を算出し、便益分析を実施する。なお、CO<sub>2</sub> 排出量及び CO<sub>2</sub> 排出量削減便益の算出については、国等の公共機関・委員会の基準・指針等で一般的に公表されているもので、かつ客観的に妥当と判断される算出式を用いること。

#### エ 市街地の発展・まちづくりに関する効果

道路整備による周辺地域の諸機能・環境条件の向上に伴う土地評価（地価）の上昇分の効果を算出する。

#### オ その他

上記以外に見込める効果があるか検討すること。

### (5) 感度分析

事業をとりまく不確実性に基づく費用便益分析への影響を把握するために感度分析を実施する。感度分析の対象とする影響要因は、交通量、事業費および事業期間とし、交通量、事業費は±10%の変動幅、事業期間のみ±20%で条件が変動した際の費用便益分析を実施する。

### (6) 報告書の作成

以上の作業の経過、結果を取りまとめた報告書を作成する。

### (7) 打合せ

打合せは5回を想定している（業務着手時、中間3回、成果品納入時）。

### (8) 関係機関協議

本業務の実施に際しては、拡張便益の取扱い等に関して学識者との協議を想定しており、その協議資料を作成する。業務主任の判断に応じ協議に同席するものとし、2回程度を想定している。

### 3 成果品

- (1) 報告書（A4版）2部及び電子データ（CD-R）1部を納品すること。
- (2) 書式、電子データの形式等については、事前に業務主任と協議すること。
- (3) 電子データの提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

### 4 貸与予定資料

本業務にあたり、下記のデータを貸与する予定である。

- ・平成30年度 都市計画道路事業に係る費用便益分析業務
- ・令和2年度 道路整備事業に係る費用便益検討業務
- ・令和3年度 都市計画道路事業に係る費用便益分析業務
- ・令和4年度 道路整備事業に係る費用便益検討業務
- ・令和5年度 道路整備事業及び連続立体交差点事業に係る費用便益分析業務
- ・その他、担当職員が業務履行上必要と認める資料

### 5 その他

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) 受託者の不注意によって生じた費用及び第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において負担すること。

## 【別記】

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、  
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### (損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。



令和 5 年度

## 業務設計書（見積参考）

業務名： 道路整備事業に係る費用便益分析業務

---

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和 5 年 7 月 単価適用

建設局土木部道路課計画二係

## 設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務	当 初	業務	設計業務	
				項目	道路設計	
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
道路設計						
			式	1		
費用便益分析						
			式	1		
費用便益分析						
			式	1		
打合せ						
			式	1		
直接経費						
			式	1		
直接経費						
			式	1		
旅費交通費						
			式	1		
電子成果品作成費						
			式	1		
直接原価						
			式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価）						
			式	1		
業務原価						
			式	1		
一般管理費等						
			式	1		
設計業務価格						
			式	1		

## 設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務	当 初		業務	消費税等相当額
			項目	数量	項目	消費税等相当額
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
		消費税等相当額	式	1		
		業務委託料	式	1		

## 設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務	当 初		業務	設計業務
					項目	道路設計
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
道路設計			式	1		
費用便益分析			式	1		
費用便益分析			式	1		
計画準備			式	1		内-1号
将来交通量配分			路線	7		単-1号
費用便益分析			路線	7		単-2号
拡張便益算出			路線	7		単-3号
感度分析			路線	7		単-4号
報告書作成			式	1		内-2号
関係機関協議			式	1		内-3号
打合せ			式	1		
打合せ		中間打合せの回数 3回	式	1		内-4号

## 設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務	当 初	業務	設計業務	
				項目	直接経費	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
直接経費			式	1		
直接経費			式	1		
旅費交通費			式	1		
旅費交通費(率計上)			式	1		内-5号
電子成果品作成費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		内-6号
直接原価			式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価			式	1		
業務原価			式	1		
一般管理費等			式	1		
設計業務価格			式	1		
消費税等相当額			式	1		

# 設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務	当 初	業務	業務委託料	
				項目	業務委託料	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
業務委託料			式	1		

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	計画準備			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023.07 2023.07 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師		人	1		
技師（A）		人	1.1		
技師（B）		人	1.1		
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	報告書作成		単価適用年月	2023.07	
			歩掛適用年月	2023.07	
			労務調整-超過-規制	1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師		人	1.5		
技師（A）		人	1.8		
技師（B）		人	1.4		
技師（C）		人	0.7		
合 計					



# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	関係機関協議		単価適用年月	2023.07	
			歩掛適用年月	2023.07	
			労務調整-超過-規制	1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師		人	0.5		
技師（A）		人	1.4		
技師（B）		人	2.8		
技師（C）		人	3		
技術員		人	2.1		
合 計					

### 一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	打合せ				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 07 2023. 07 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
打合せ	3回	業務	1		単一 5号	
合 計						

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	旅費交通費(率計上)			単価適用年月	2023.07
名称		規格	単位	数量	数量増減
					摘要
旅費交通費率分（設計業務）		滞在を伴わない	式	1	
合 計					内— 7号

### 一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	電子成果品作成費	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 07 2023. 07 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費	その他設計業務	式	1		内一 8号
合 計					

# 一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	旅費交通費率分（設計業務）		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 07 2023. 07 1. 000-00000002000		
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
旅費交通費率分（設計業務）			式	1		
合 計						

## 一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	電子成果品作成費			単価適用年月	2023. 07
				歩掛適用年月	2023. 07
				労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
	名称	規格	単位	数量	数量増減
	電子成果品作成費		式	1	
	合 計				

# 1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.07
歩掛適用年月	2023.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

将来交通量配分			単位	路線	数量	
名称	規格	単位	数量		摘要	
主任技師		人	0.1			
技師（A）		人	0.3			
技師（B）		人	0.5			
技師（C）		人	0.8			
技術員		人	1.3			
計						
単価					円/路線	

# 1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.07
歩掛適用年月	2023.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

費用便益分析		単位	路線	数量	
名称	規格	単位	数量	数量	摘要
主任技師		人		0.3	1
技師（A）		人		1	
技師（B）		人		1.3	
技師（C）		人		2.1	
技術員		人		1.1	
計					
単価					円/路線



# 1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.07
歩掛適用年月	2023.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
主任技師		人	1.2	
技師（A）		人	1.9	
技師（B）		人	2.3	
技師（C）		人	2.9	
技術員		人	1.1	
計				
単価				円/路線

# 1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.07
歩掛適用年月	2023.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

感度分析		単位	路線	数量	
名称	規格	単位	数量	数量	摘要
技師（A）		人		0.5	
技師（B）		人		0.6	
技師（C）		人		1	
技術員		人		0.6	
計					
単価					円/路線